

議案第27号

鳥栖市生涯学習センター条例施行規則について

上記の議案を提出する。

令和4年11月9日

鳥栖市教育委員会

教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市生涯学習センター条例施行規則を制定したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

## 鳥栖市生涯学習センター条例施行規則案の概要

### 1 制定の理由

鳥栖市生涯学習センターの設置に伴い必要な事項を定めるもの

### 2 制定の内容

主として、次に掲げる事項を規定する。

- (1) 事業
- (2) 使用許可の申請
- (3) 使用の許可
- (4) 許可の制限、取消し等
- (5) 使用料の減免・還付
- (6) 使用者・入場者の守るべき事項

### 3 施行日

令和5年4月1日

## 鳥栖市生涯学習センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥栖市生涯学習センター条例（令和4年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 鳥栖市生涯学習センター（以下「センター」という。）は、条例第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 教育相談及び教育支援センターに関する事業
- (3) センターの施設の提供に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、鳥栖市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

(使用期間の制限)

第3条 センターの使用は、同一の者について、週2日を超えてはならない。ただし、委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条の規定によりセンターの使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥栖市生涯学習センター使用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日前5日までに提出しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の2月前の初日（この日が休館日に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日）から受け付けるものとする。ただし、委員会が相当の理由があると認め、かつ、センターの使用に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 委員会は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは鳥栖市生涯学習センター使用許可通知書（様式第2号。以下「許可通知書」という。）を、許可しないときは鳥栖市生涯学習センター使用不許可通知書（様式第3号）を、申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更及び取消し)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその使用許可の変更又は取消しを受けようとするときは、交付された許可通知書を添えて、鳥栖市生涯学習センター使用許可変更・取消承認申請書(様式第4号)を事前に委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、承認したときは鳥栖市生涯学習センター使用許可変更・取消承認通知書(様式第5号)を、承認しないときは鳥栖市生涯学習センター使用許可変更・取消不承認通知書(様式第6号)を、申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となった場合

(2) 使用期日の7日前までに使用の取消しを申請した場合

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、鳥栖市生涯学習センター使用料還付請求書兼領収書(様式第7号)を委員会に提出しなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第8条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設の秩序維持に必要な人員を配置すること。

(2) 入場者の安全確保の措置を講ずること。

(3) 前2号のほか、職員が管理上の必要に基づいて行う指示に従うこと。

(入場者の守るべき事項)

第9条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(4) センター内を不潔にしないこと。

(5) 前各号のほか、職員が管理上の必要に基づいて行う指示に従うこと。

(汚損、毀損及び滅失の届出)

第10条 使用者は、センター又はその設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、鳥栖市生涯学習センター汚損・

毀損・滅失届（様式第8号）により委員会に届け出なければならない。

（使用後の点検）

第11条 使用者は、センターの使用を終わったとき（条例第7条第1項の規定により使用許可の取消し等をされたときを含む。）は、直ちに職員の点検を受けなければならない。

（免責）

第12条 センターの使用者又は入場者の不注意その他委員会の責めに帰することができない事故に対しては、委員会は其の責めを負わない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（鳥栖市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

2 鳥栖市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表				別表			
部	課	係	標準的な事務分掌	部	課	係	標準的な事務分掌
教育 部	略	略	略	教育 部	略	略	略
	生涯 学習 課	生涯 学習 推進 係	(1) 略		生涯 学習 課	生涯 学習 推進 係	(1) 略
			(2) <u>勤労青少年ホーム</u> の管理運営に関すること。				(2) <u>生涯学習センター</u> の管理運営に関すること。
	略	(3)~(12) 略	略		略	(3)~(12) 略	略

（鳥栖市規則を廃止する規則の一部改正）

- 3 鳥栖市規則を廃止する規則（昭和44年規則第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第53条 略	第53条 略 第54条 鳥栖市勤労青少年ホーム条例施行規則（平成2年教委規則第2号）は、 <u>廃止する。</u>

様式第1号

鳥栖市生涯学習センター使用許可申請書

年 月 日

鳥栖市教育委員会 様

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_  
 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 (連絡者) \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり鳥栖市生涯学習センターを使用したいので、許可くださるよう申請します。

使用日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで 計 ( 時間 分)
使用目的	
使用区分	<input type="checkbox"/> スポーツ室 <input type="checkbox"/> その他諸室 ( )
使用人数	人   使用料   ※   円
特別な理由	<input type="checkbox"/> 鳥栖市及び鳥栖市教育委員会が主催する場合 <input type="checkbox"/> 市内の社会教育関係団体が使用する場合 <input type="checkbox"/> その他鳥栖市教育委員会が特に必要と認めた場合

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算します。
- 2 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとします。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

鳥栖市生涯学習センター使用許可通知書

番 号  
年 月 日

様

鳥栖市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった事項について、施設の使用を許可するので、鳥栖市生涯学習センター条例施行規則第5条の規定により、次のとおり通知します。

使用日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで 計 ( 時間 分)		
使用目的			
使用区分	<input type="checkbox"/> スポーツ室 <input type="checkbox"/> その他諸室 ( )		
使用人数	人	使用料	円
特別な理由	<input type="checkbox"/> 鳥栖市及び鳥栖市教育委員会が主催する場合 <input type="checkbox"/> 市内の社会教育関係団体が使用する場合 <input type="checkbox"/> その他鳥栖市教育委員会が特に必要と認めた場合		

備考 御使用の際は、次に掲げる事項に御注意ください。

- 1 施設を使用する際には、必ず本書を持参してください。
- 2 準備と後片付けの時間は、使用時間に含まれています。
- 3 物品販売及び展示については、必ず許可を受けてください。
- 4 飲食及び喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- 5 施設又はその設備を破損したときは、直ちに職員に届け出てください。
- 6 その他、職員の指示に従わない場合には、許可を取り消すことがあります。



鳥栖市生涯学習センター使用不許可通知書

番 号  
年 月 日

様

鳥栖市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった事項について、施設の使用を許可しないので、鳥栖市生涯学習センター条例施行規則第5条の規定により、次のとおり通知します。

不許可に係る申請事項	
許可しない理由	

備考 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥栖市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥栖市を被告として（訴訟において鳥栖市を代表する者は鳥栖市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号

鳥栖市生涯学習センター使用許可変更・取消承認申請書

年 月 日

鳥栖市教育委員会 様

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_  
 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 (連絡者) \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり鳥栖市生涯学習センターの使用を変更（取消し）したいので、承認くださるよう申請します。

使用日時	年 月 日 ( )		時	分から
			時	分まで
			計 (	時間 分)
使用目的				
使用区分	<input type="checkbox"/> スポーツ室 <input type="checkbox"/> その他諸室 ( )			
使用人数	人			
使用料	既納使用料	還付金額	不足使用料	合計使用料
	円	※ 円	※ 円	※ 円
変更・取消の理由				
備考				

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第5号

鳥栖市生涯学習センター使用許可変更・取消承認通知書

番 号  
年 月 日

様

鳥栖市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった事項について、施設の使用許可の変更（取消し）を承認するので、鳥栖市生涯学習センター条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

変更・取消し後内容				
使用日時	年 月 日 ( )		時 分から 時 分まで	計 ( 時間 分)
使用目的				
使用区分	<input type="checkbox"/> スポーツ室 <input type="checkbox"/> その他諸室 ( )			
使用人数	人			
使用料	既納使用料	還付金額	不足使用料	合計使用料
	円	※ 円	※ 円	※ 円
変更・取消の理由				
備考				

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第6号

鳥栖市生涯学習センター使用許可変更・取消不承認通知書

番 号  
年 月 日

様

鳥栖市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった事項について、施設の使用許可の変更（取消し）を承認しないので、鳥栖市生涯学習センター条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

不承認に係る申請事項	
承認しない理由	

備考 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥栖市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥栖市を被告として（訴訟において鳥栖市を代表する者は鳥栖市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号

鳥栖市生涯学習センター使用料還付請求書兼領収書

年 月 日

鳥栖市教育委員会 様

請求者 氏 名 \_\_\_\_\_  
 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 (連絡者) \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり鳥栖市生涯学習センターの使用料を還付くださるよう請求します。

催物の名称			
使用日	年 月 日 ( )	施設の区分	
請求理由 (該当する項目に○を付けてください。)			
1 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となった場合			
2 使用期日の7日前までに使用の取消しを届け出た場合			
3 その他 (具体的な内容を記入してください。)			
還付請求額	円		
上記の金額を領収しました。 年 月 日 請求者 氏 名 _____ 住 所 〒 _____ _____ 鳥栖市教育委員会 様			
既納の使用料	円	(受付印)	
還付決定金額	円		
差引納付金額	円		

様式第8号

鳥栖市生涯学習センター汚損・毀損・滅失届

年 月 日

鳥栖市教育委員会 様

請求者 氏 名 \_\_\_\_\_  
 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 (連絡者) \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり鳥栖市生涯学習センターを汚損・毀損・滅失したので届け出ます。

使用許可番号	第 号			
使用許可年月日	年 月 日			
催物の名称				
汚損 毀損 滅失 の日時	年 月 日 (曜日) 午 時 分 前 後			
汚損 毀損 滅失 の内容	名称	程度	数量	損害額
				※ 円
汚損 毀損 滅失 の原因				
備 考				

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

